

ヲ得、其伏用價格ハ本所隨時之ヲ定ム(同第五十九條第一項)とあつて折々變更しては世間に發表して居ります。代用に供すべき有價證券が同じものが餘り多數に上る場合は取引所は其數量を制限する事があるし、取引員に於て必要ある場合は納入した現金又は代用有價證券の引換を請求する事が出来る。尤も追證據金と增證據金の半額は双方とも現金で納めなければなりません。

賣買證據金の限度

賣買證據金の限度に就ては「買方ヨリ徴收スル賣買證據金ハ之ヲ徴收スヘキ各建玉ノ帳入値段ヲ超過スルコトナシ」(同第六十二條)とあつて賣買證據金は賣買契約の履行を確保する爲めに徴收するのであるから買方として約定代金全額を提供すれば即ち履行そのものになる譯である。又「賣方カ約定證券ヲ本所ニ提供シタルトキハ其ノ建玉ニ對シ賣買證據金ヲ徴收セス」(同第六十三條第一項)賣方が約定證券を提出すれば賣方としては完全に賣買契約を履行したのであるから最早や如何に相場が騰落しても違約の危険がない。危険がないのだから證據金を徴收する必要がない譯であります。

短期取引と實物取引の場合

以上は専ら長期取引に就ての規定であるが短期取引及實物取引には別に左の規定がありません。「短期取引及實物取引ニ付テハ本證據金、割増本證據金、増證據金又ハ豫納證據金ヲ徴收スルコトアルヘシ、以上ノ本證據金及割増本證據金ノ納入時限ハ短期取引ニ在リテハ帳入當日ノ午後三時迄トシ實物取引ニ在リテハ賣買取引ノ翌日正午迄トス、賣買證據金ノ徴收方法ニ付テハ隨時本所ニ於テ定ムルモノ、外本章ノ規定ヲ準用ス」(同第六十六條)

三、委託手数料 (委託者から取引員に支拂ふもの)

委託手数料に就ては「會員又ハ取引員ハ委託手数料率及受託契約準則ヲ定メ取引所ヲ經由シテ商工大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ變更センムトスルトキ亦同シ、取引所ハ前項ノ認可申請書ニ其ノ意見書ヲ添付スベシ商工大臣必要ト認ムルトキハ委託手数料率又ハ受託契約準則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ」(施行規則第十五條)

と定められてあります。これに依ると個々の會員又は取引員が各別に認可を受けるやうになつてゐるが實際は一つの取引所に於ては一定したものになつて居ります。

委託手数料表(東株)

(一)實物取引

(イ)公社債(額面百圓又ハ相當額ニ付)

種別	十 錢
國 債	十 錢
地方債	十五 錢
社 債	二十 錢
(ロ)株式	
約定値段	八 錢
二十五圓未満	十 錢
二十五圓以上	十 錢

五十圓以上	十二 錢
百 圓 "	十四 錢
百五十圓 "	十七 錢
二百圓 "	二十 錢
二百五十圓 "	二十五 錢
二百五十圓以上五十圓ヲ増ス毎ニ一株ニ付五錢ヲ増ス	

(二)短期取引(株式)

五十圓未満	十六 錢
七十五圓 "	十八 錢
百 圓 "	二十 錢
百二十五圓 "	二十五 錢
百五十圓 "	三十 錢
百七十五圓 "	三十五 錢
二百圓 "	四十 錢

以上ノ手数料ハ短期賣買ノ一方ノ手数料ニテ轉賣買戻ノ場合ニハ兩方ノ手数料ヲ要ス

手数料と證據金

以上二十五圓ヲ増ス毎ニ金五錢ヲ加フ

(三)長期取引

(イ)公社債(額面百圓又ハ相當額ニ付)

種別	定率
國債	十二錢五厘
地方債	十七錢五厘
社債	二十二錢五厘

(ロ)株式

徵收標準	定率	受渡ノ分
十圓未満	十五錢	十四錢八厘
二十五圓〃	二十一錢	二十錢六厘
五十圓〃	二十七錢	二十六錢一厘
七十五圓〃	三十二錢	三十錢四厘

百圓未満	四十三錢	四十錢八厘
百二十五圓〃	五十三錢	五十錢二厘
百五十圓〃	六十三錢	五十九錢六厘
二百圓〃	八十錢	七十五錢六厘
二百五十圓〃	一圓	九十四錢四厘
三百圓〃	一圓二十錢	一圓十三錢一厘
以上五十圓ヲ増ス毎ニ二十錢ヲ増ス		

四、委託證據金(委託者から取引員に提供するもの)

委託證據金に就ては法令に何の規定もないばかりか取引所の定款業務規程にもない。従つてこれは取つても取らなくても委託者と取引員との間の契約で何うにでもなる譯であります。委託契約準則には普通之を差入れしむべきことになつてゐる。東株の委託契約準則を見るに其の第十四條及第十九條以下に詳しい規定があります。

委託證據金の種類

受託契約準則第十九條に委託證據金の種類を左の五種に定めてあります。

- 一、委託本證據金 委託本證據金ハ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム
- 二、委託割増本證據金 委託割増本證據金ハ取引員カ業務規程ニ依リ賣買割増本證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ各銘柄毎ニ各限ヲ通算シテ既ニ賣買成立シタル委託玉ノ對當數量ヲ相殺シタル殘玉カ豫メ取引員組合ニ於テ定メタル株數ヲ超過シタルトキ超過部分ニ對シ之ヲ差入レシム
- 三、委託追證據金 委託追證據金ハ既ニ賣買成立シタル委託玉ノ約定値段ト其後ノ各場ノ大引値段(大引値段ナキトキハ寄付値段)トヲ比較シ其ノ差損額カ委託玉ニ對シ提供シタル委託本證據金ノ四分ノ一以上ニ達スル毎ニ委託玉ニ對シ其ノ四分ノ一ニ當ル額ヲ差入レシム、大引値段及寄付値段共ニナキトキ其ノ銘柄ノ他ノ期限ノ大引値段(大引値段ナキトキハ寄付値段)若シ他ノ二期限ノ値段アルトキハ約定値段トノ差損額ノ大ナルモノ

ヲ採リ本項前段ニ準シ之ヲ差入レシム

- 四、委託増證據金 委託増證據金ハ取引員カ業務規程ニ依リ賣買増證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ既ニ賣買成立シタル委託玉又ハ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム
- 五、委託豫納證據金 委託豫納證據金ハ取引員カ業務規程ニ依リ賣買豫納證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム

委託證據金の徴收

委託證據金の徴收に就ては左の規定があります。

- (イ)「委託者カ取引員ニ對シ賣買委託關係ヨリ生スル委託證據金ノ交付ヲ怠ルトキハ取引員ハ法律上ノ手續ニ依ラス前條ニ掲ケタル物件ノ全部又ハ一部ヲ處分シ債務ノ辨濟ニ充當シ尙不足アルトキハ之ヲ委託者ニ請求スルコトヲ得」(準則第
十四條)
- (取引員カ受託關係上占有スル物件及賣買取引ノ計算上委託者ニ支拂フヘキ金員ハ受託關係上委託者ニ對シ有スル債權ノ擔保ト看做ス)(同第
十條)

- (ロ)「委託追證據金及委託増證據金ノ各半額ハ現金トス」(同條十)
- (ハ)前項ノ場合ニ於テ委託者ハ前ニ差入レアル代用有價證券ノ價格ニ殘存額アルノ故ヲ以テ其ノ現金ノ差入額ヲ減少スルコトヲ得ス(上同)
- (ニ)委託證據金ノ額ハ取引員組合ノ定ムルトコロニ依ル(上同)
- (ホ)委託者ガ代用有價證券ノ廢止若ハ代用價格ノ引下ニ依ル委託證據金ノ不足額ヲ左ニ掲グル時限ニ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ得シテ任意ニ其ノ委託ニ關スル賣買ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得(同條二)
- 一、委託本證據金 賣買カ當日前場ニ於テ成立シタルトキハ翌日正午迄後場ニ於テ成立シタルトキハ翌日午後三時迄
- 二、委託割増本證據金 取引員カ取引所ニ納入スヘキ時限ノ二十四時間前
- 三、委託追證據金 提供スヘキ事由カ當日前場ニ於テ發生シタルトキハ翌日正午迄、後場ニ於テ發生シタルトキハ翌日午後三時迄、但一時ニ二回以上ノ提供ヲ爲スヘキトキハ當日前場ニ於ケル分ハ翌日午前八時迄、後場ニ於ケル分ハ翌日正午迄

四、委託増證據金 取引員カ取引所ニ納入スヘキ時間ノ二十四時間前、遠隔ノ地ニ在ル委託者ニシテ前項ノ時限ニ依ルコト不可能ナル場合ニ於テハ取引員ハ差入最終時限ヲ相當延長スルモノトス

委託證據金ノ所有權

委託證據金も現金の外有價證券を以て代用することが出来ます「委託證據金代用有價證券ハ取引員ニ於テ適宜之ヲ自己又ハ他人ノ名義ニ書換フルコトヲ得」(準則第二十條第二項)とありまして「後日委託契約が終了シ、委託證據金代用有價證券ヲ委託者ニ返戻スルトキニ於テハ記號番號券面及名義ニ拘ラズ同種ノモノヲ以テ之ニ換フルコトヲ得」(同條)とありますから委託物の所有權は取引員に移轉するものと見ることが出来るのであります。仍て取引員が委託者から委託證據金として代用有價證券を預かる場合は次ぎの如き委任狀及承諾證書を添付させることにしてあります。

委任状

一、拙者ノ名義ヲ以テ
理爲致候事

ヲ部理代人ト相定メ左ノ權限ノ事ヲ代

一、
候ニ付名儀書換其他之ニ關スル一切ノ件
右委任状仍而如件

承諾證書

一、
右拙者所有ノ處貴
ニ於テ他へ質物トシテ御差入ノ儀承諾致候然ル上ハ
質權實行ニ因ル該質物名義書換ニ就テハ毫モ異議無之候依テ承諾證書如件

近年に於ける市場の出來事

我が東株には茲十數年間に世人の記憶に残る大問題が幾度か勃發したのであります。其の一は大正五年獨帝の講和提議、其の二は同九年の財界反動、其の三は同十二年の大震災、其の四は昭和二年の銀行取付騒ぎ、其の五は最近に起つた日支衝突と英國金本位制停止による恐慌であります。

(一) 獨帝の講和提議に依る暴落

歐洲大戰の酬な大正五年、當時相場は昂騰に昂騰を以てし賣買高激増の爲め連日後場の立會を休止して計算整理に忙殺されてゐた處へ十二月十三日恰も大阪商船株の立會中獨帝講和提議の飛電到つて市況は急變し大引中限より土崩瓦解し始めて前日に比し中限四十圓、先限四十五圓安、郵船の直取引は寄付値段に比し五十二圓安と來たので市場は恐怖凄慘の氣に襲

はれ、十時半一先づ休憩、次で十六日迄立會停止、而して十八日再開するや又もや買方の投物で翌十九日には更に郵船二十圓安を示したので立會を打ち切り、二十一日迄立會を停止したのであります。十九日現在の賣買約定高は左の如くでありました。

當限	四一九、八五〇株
中限	三九七、一五〇株
先限	二二六、七一〇株
合計	一、〇四三、七一〇株

善後措置

市場の形勢右の如くであつたので取引所は日銀並に財界有力者と懇談を重ね、興銀をして救済の任に當らしむることとなり仲買人はシンチケートを組織して千五萬圓（大阪は千萬圓）を限度に借出し乗換資金に充當することとなりました。茲に於て二十一日午後二時組合員總會を開き十五名の評定委員を擧げて解合標準價段を作成し、

(一) 當限建玉は十八日及十九日の最終價段に日歩二錢五厘乃至三錢兩の割合を加算したる

標準價段を以て先限に乘換ふべき方法若くは解合の方法に依る事

(二) 中限及先限の建玉は解合の方法に依る事

以上の方法によつて整理し斯くて二十六日から市場を開始したのであります。

(二) 財界反動襲來

前述の如く講和の提議及び休戦の際反動的下落を見たるも我が財界は爾後益々好況を呈し市場は八年後半期より九年初頭に亘り正に灼熱的活況を呈したのであります。然るに三月十五日に至るや、急激の如き投物に相場は奔落して凄惨の氣市場に充滿し東株八十二圓六十錢安、同新株八十四圓十錢安と云ふ如き恐慌相場の出現に十六、十七の兩日立會を休止し、十八日立會を開始した。然るに四月七日に至るや、郵船株の立會の終つた頃大阪に於ける増田ビルブローカー銀行の破綻、大株市場大暴落の報があつて諸株一齊に崩落するに至つたので再び午後の立會を停止したのであります。

善後措置

四月八日仲買人協議會に解合標準値段評定委員の記名投票によつて解合標準値段を發表し

(一) 仲買人の任意解合に依り可及的取組高を減ずる事

(二) 日本銀行より市場救済資金の貸出を求むる事

に決したるも二つながら不成功に終つたが、併し月末受渡資金の融通に就ては了解を得たのであります。これが爲め漸落歩調を辿りつゝあつた相場も稍恢復したので十二日を期限とする解合を極力進捗せしめ十三日から全國取引所一齊に立會開始を決議したるも午前中は解合整理の爲め開市に至らず正午に至り漸く開市することを得たのであります。然るに綿糸期米其の他各方面とも暴落を示し、殊に翌十四日には大阪市場の休止が傳へられ同方面からの處分物殺倒に依り十時半三度び立會停止に決し市場の閉鎖を餘義なくされ、仲買委員は正午直に善後策を協議し仲買人協議會を開いた上大體方針として、

(一) 増證據金を徴收する事

(二) 可及的多く解合ふ事

(三) 金融の方法を講ずる事

とし日銀當局と交渉の結果日本銀行はシンチケート銀行團と取引所との協議を以て具體問題を決定せしめその上で銀行團に對し救済資金の融通を爲すと言明した。茲に於て五大銀行は他の十一銀行を加へて十六銀行シンチケートと爲し、

(一) 解合に依る差損金に對しては資金融通の仲介を爲すも四月限受渡資金は別に考慮する事

(二) シンチケート銀行團は直接取引所に資金の融通を爲すを以て仲買人に對しては取引所に於て貸付方法を講ずる事

こう云ふ救済案が出来、斯くて解合乗換其他の方法に依り辛ふじて解決し長らく閉されてゐた東株市場も五月十五日を以て漸く開始の運びとなつたのであります。

(三) 大震火災

大正十二年九月一日の大震火災では東株取引所を始め取引員全部が全焼したのでありますから一時は全く手の着けられぬやうな騒ぎであつたことは今更申上げるまでもないことであ

ります。東京横濱の兩市場潰滅で全國取引所も九月三日から一齊に休止した始末で東株に於ける震災直前の賣買關係は

一、長期取引賣買約定高(八月三十日現在)

九月限 三一九、一五〇株

十月限 三六六、〇三〇株

合計 六八五、一八〇株

二、實物取引受渡未済高(九月一日現在)

四四、六七一株

三、國債取引受渡未済高(九月一日現在)

額面二、五七五、〇〇〇圓

でありました。

善後措置

一、國債取引

- (一) 受渡未済分整理 九月二十二日の委員會に於て九月一日以前の約定物件は凡て十月十五日受渡を履行することに決して豫定の如く受渡を終了
- (二) 市場開始の件 十月九日の商議員會に於て當分一日一回午前十一時より正午迄として十月十六日立會開始をすることに決定日本興業銀行内の一室に假市場を設け豫定の如く開市

二、實物取引並に長期取引

- (一) 九月十八日兩取引員組合の總會を開き先づ震災善後策研究委員會を設置
- (二) 九月二十一日長期取引の九月限受渡期日を十月二十九日に、實物取引の九月中に受渡期日の到来する分に就ては之を十月十五日に繰下ぐることに決定
- (三) 實物取引受渡未済分整理 十月三日組合總會を開き左の如く決定
 - (イ) 九月一日以前に約定した物件は總解合を爲す事
 - (ロ) 解合値段其他に關する一切の件は震災善後策研究委員會に一任し更に總會に附議決定する事

- (四) 市場開始 十月二十七日取引所の焼跡に天幕を張り假市場に於て取引を開始
- (五) 長期取引の建玉整理 十月三日組合總會を開いて長期取引の取組玉の處置に關し震災善後策研究委員會に原案作成を一任十月十二日總會再開、翌十三日左の如く決定
 - (イ) 現在建玉は解合値段を定めて解合を爲す事
 - (ロ) 解合値段決定委員の選定及解合方法に關する細目は研究委員會に一任する事
- 研究委員會は同日直ちに解合値段決定委員十名、總解合案作成委員六名選定、十月十八日組合總會に於て解合値段及整理復興案を決定
- (六) 長期市場の開始 十一月三日左の如く決定大震災後七十五日目にて漸く再開すること
 - なつたのであります。

十一月十五日より中外商業新報社樓上に於て

立會 當分一日一回とする事

開始 午前十時

銘柄 當分の内南滿鐵道外六十二種

(四) 昭和二年の銀行取引騒ぎ

昭和二年春に於ける我國金融界の恐慌は三月十五日渡邊銀行の休業發表に端を發し取引騒ぎ到る處に勃發して影響する所頗る大なるものがあり、遂にモラトリアムの發布となつて取引所も亦三週間の臨時休業を餘儀なくされたのであります。先づ四月二十二、二十三の兩日市中銀行が臨時休業に決定し此旨全國銀行に打電して以て全國一齊に休業することになつたので取引所も二日間臨時休業し、二十二日早朝取引員組合各部委員會は

- (一) 休業中は短期取引の繰延料を徴收せざる事
- (二) 實物の店頭賣買は可成行はざる事

を決議し更に短期商議委員會は四月二十二日より五月十二日迄臨時休業に付短期取引の繰延玉にして決済期日が休業中に係るものは五月十三日前場帳入迄に決済を行ふことに決定しました。是より曩き政府は財界安定の應急策として支拂猶豫令を公布するに決し四月二十二日樞密院に附議して直に公布したので取引所は業務規程第三十條に依り四月二十五日より五月十

二日迄臨時休業し現在建玉は次の如く處理したのであります。

一、賣買約定高(四月二十一日現在)

株 式	期 限	株 數	期 限	金 債	額
	四月二十五日限	四〇八、五七〇株	四月二十一日限		
	五月十五日限	五三八、二六〇株	五月十一日限		五三〇、〇〇〇圓
	六月五日限	四〇三、一六〇株	六月一日限		六七五、〇〇〇圓
合 計		一、三四九、九九〇株	合 計	一、	二〇〇、〇〇〇圓
短期繰延高		三一七、三一〇株			八一四、〇〇〇圓
					〇〇〇、〇〇〇圓
					〇〇〇、〇〇〇圓
					法 圓

善 後 措 置

一、建玉の處理

四月二十三日朝前日に引續き各部の組合委員会を開き建玉處理案を協議し午後各組合とも臨時總會を開いて左の如く決定

(一)株式長期取引

- 一、當限 五月十三日後場の立會を休止し當限の受渡を行ふ
- 二、中限 中限の建玉は全部之を六月二十五日限に乘換す、六月五日限以降賣買中止中のものは五月十四日に受渡を行ふ、乗換値段は四月二十一日最終約定値段を標準として委員会に於て六月二十五日限の値段を推定し五月十三日之を取引所帳簿に登録す、乗換玉の委託手数料は徴收せず、取組玉全部乗換の場合は五月十三日中限の立會を休止す。

(二)株式短期取引

現在取組玉は五月十三日迄繰延を行ふ、受渡は五月十三日より之を行ふ、立會休止中は諸株とも一切繰延料を徴收せず

(三)株式實物取引

四月二十二日以前に約定した證券の受渡は五月十三日に行ふ、立會休止中に於て名義書換の停止ありたる證券に付ては配當金受領の委任狀を添付して受渡を行ふ

(四) 國債長期取引

五月十三日後場立會を休止し當限の受渡を行ふ

(五) 國債實物取引

四月二十五日より實物取引の立會を開始す、四月二十二日以前に約定した證券の受渡は

五月十三日に行ふ、但し其の以前に於ても合意の上受渡を行ふことを得

二、乗換値段の決定

四月二十三日一般取引員組合總會を開き十七名の乗換値段査定委員を選任、同委員は二十

五日會合の上決定したのであります。

三、市場の開始

國債は四月二十五日より、長期並に短期兩取引は五月十三日より開始

以上の如く關係者一同の努力に依て善後處置を完了し此の未曾有の難關を無事突破したのであります。

(五) 日支衝突と英國金本位停止による恐慌

昭和六年九月十九日、奉天に於ける日支兵衝突の飛報によつて、株式市場は暴落相場の端を開いたのであります。これは事變の前途を重大視し、全支に亘つて排日運動の擡頭するを懸念したものであります。これは船舶株の如く戦争氣分で逆行高を演じたものもありましたが紡績株始め諸事業株は經濟的の悪影響を問題にされて急落歩調となり、東株は新舊共十圓安を演じたのであります。

他方世界經濟界の深刻なる不況は愈急傾斜の恐慌に轉化し、六月フープアのモラトリウム案は反つて獨逸財界の危機を招來し、英帝國にも飛火して國際信用の失墜となり、夥しき正貨の流出を見た結果、英國は二十一日遂に金本位制停止を發表するに至つたのであります。

前日の暴落に引續き休日明けの此飛電は買方に恐怖的人氣を捲起し、前場の短期新東株寄付は十四五圓安の氣配で大揉合となり、中には亂手を振る者も生じたので、市場監督は此

處に於て賣買不穩當と認め立會を停止するに至りました。其處で取引所では東株、鐘紡の新舊に對し各十圓の臨時増證據金を徴收することになりましたが、増證據收額は

長期 三百七十八萬九千圓
短期 二百六十八萬圓

で合計六百五十萬圓に上つたのであります。而して任意解合も新東株の百十二圓位で四萬株位出來、人氣も漸次安定して來たので、二十三日定刻に立會を開始したのであります。豫想外の賣人氣で、東株は愈々奔落し、鐘紡は二十圓安となり、諸事業株も一齊に慘落して出來高激増、短期新東株は一時百圓割れとなつて形勢は益々險惡であるので、後場立會は帳簿整理の爲休會の止む無きに至つたのであります。

善後措置

滿州事變の前途は頗る憂慮すべきものがあり、貿易の惡化、正貨流出、金融梗塞、豫算編成難、國債市價暴落、事業會社業績低下懸念等我國經濟界は内憂外患、今や全く危機に立つて居りますので、恐怖的の人氣から此儘市場を再開すれば、如何なる結果を招來するやも圖

り知り難いとありまして、取引所理事者を始め、取引員組合委員も此點に鑑み、取組玉の整理、資金の調達に意を用ひ、二十四日夜取引所關係者は井上藏相を官邸に訪問して資金の借入について斡旋方を陳情したのであります。その結果東株新舊、鐘紡新舊の四銘柄についてのみ任意解合をなし、雜株の乗替希望者には日歩一錢六厘の割合を以て便宜を圖つたのであります。其任意解合値段は

	長期	中期	先限	短期
東株	一〇八、〇	一〇八、七	一〇九、四	
新東	一〇二、八	一〇三、四	一〇四、〇	一〇二、八
鐘紡	一六二、八	一六二、八	一六二、八	一六二、八
新鐘	六二、八	六三、二	六三、六	六二、八

其解合談は頗る順調でありまして、相當取組玉が解合となり、一般の豫期に反して左の如く解合賣希望より買希望の方が多かつたのであります。

長期 (當中先合計)

東株	賣希望 一三、八八〇株	買希望 二、〇四〇株
鐘紡	賣希望 四、八九〇株	買希望 九、九一〇株

新東	賣希望 二九、四三〇株	買希望 一〇、七七〇株
新鐘	賣希望 九、九二〇株	買希望 三、六一〇株

新東	賣希望 一五、二八〇株	買希望 三七、二八〇株
----	-------------	-------------

鐘紡	賣希望 二、六六〇株	買希望 六、一五〇株
----	------------	------------

新鐘	賣希望 六、八七〇株	買希望 二、六九〇株
----	------------	------------

斯くて險惡な人氣を一掃し、取引員に對する融資も決定して、二十八日より市場は穩健に再會されたのであります。

資金運用と有價證券

資金を如何に運用するかと云ふ問題に就ては世人の齊しく苦慮するところであつて就中他人の爲めに資産運用を業とする銀行信託保險等の各業は此の運用の巧拙に依て業績に非常なる影響を齎すと同時に一步之を誤れば其の會社の存亡にも關するやうな大事を惹起するのでありますから大は小は小なりに銀行會社でも個人でも此の資産の運用と云ふことは餘程慎重にやらねばならぬことは言ふまでもない話であります。豊富な長期資金を擁するに於て今生命保險會社に及ぶものはないのであります。然らば生命保險會社は如何なる方法を取つてゐるかと言ひますと會社に依て其の割合は多少異なりますが先づ大體に於て

- 一、有價證券
- 二、貸付金——保險證券擔保と其他の貸付
- 三、銀行信託預金
- 四、不動産

等であり、個人の場合でありますと此外に貸家建築など云ふ方法もありますが、併て執

れが有利であるかとなると最も安全なのは有價證券の様であります。之なら第一に後日資産の現金化を希望する場合に極めて自由であり利廻り等も相當確實であります。保險會社ならば契約者への保險證券擔保貸も結構であるが個人には左様な安全確實な方法は與へられてゐない。其他の貸付は安心が出来ぬし銀行信託の預金は利息が安くてつまらない。不動産即ち土地家屋はどうかと云ふに貸家程厄介なものはないし、土地も都會地に接近したところで、もあれば値上がりによって相當儲かることもあるが何時でも賣れると云ふ譯に行かない。田舎の土地、田地、田畑等になると小作料では預金利子にも當らぬし小作争議なんと云ふ五月蠅いものも附纏つて容易なことではない。そこへ行く和有價證券は賣買が便宜であり保管にも面倒がなく其の上相當の利廻に當るのであるから投資物としては近代第一の代物と思はれます。本年九月一日現在日本勸業銀行の調査に係る主要株式並に主要債券の利廻を見ると大凡次の如くであります。

一、主要株式利廻圖

1. 最近一箇年同利廻比較表

月 別	拂込金額	相 場	配 當 率	利 廻 指 數	前 年 同 期		備 考	
					利 廻	指 數		
昭和5年 10月1日	圓 47.46	圓 59.86	% 9.67	% 8.96	124	% 7.36	102	指數六六正三年七月ヲ基準トス
11. 1	47.57	60.74	9.58	8.62	120	7.41	103	
12. 1	47.57	63.95	9.44	7.92	110	7.52	104	
同 6年								
1. 6	47.57	64.12	9.24	7.51	104	7.75	108	
2. 2	47.57	66.47	9.06	6.95	97	7.39	103	
3. 2	47.57	67.21	9.01	6.89	96	7.05	106	
4. 1	47.57	71.14	8.90	6.29	87	7.99	111	
5. 1	47.57	67.67	8.77	6.50	90	8.82	123	
6. 1	47.57	66.82	8.77	6.69	93	8.51	118	
7. 1	47.57	69.27	8.50	6.27	87	8.31	115	
8. 1	47.57	68.28	8.38	6.38	89	7.75	108	
9. 1	47.57	66.59	8.36	6.52	91	8.13	113	

二、主要債券利廻調

2. 最近一箇年間利廻比較表

月別	國債	地方債	勸業債券	農工債券	銀行債券	社債	平均	前年同期
昭和5年 10月1日	5.686%	6.111%	6.177%	6.495%	6.196%	6.637%	6.214%	5.967%
11. 1	5.545	6.117	6.182	6.518	6.252	6.757	6.229	6.003
12. 1	5.450	6.123	6.187	6.520	6.257	6.779	6.219	6.042
同 6年 1. 6	5.597	6.128	6.192	6.521	6.262	6.780	6.235	6.060
2. 2	5.417	6.131	6.197	6.473	6.253	6.732	6.201	6.053
3. 2	5.314	6.056	6.162	6.433	6.258	6.566	6.137	6.048
4. 1	5.212	5.957	6.020	6.434	6.229	6.445	6.050	6.107
5. 1	5.234	5.893	5.960	6.350	6.152	6.403	5.999	6.109
6. 1	5.121	5.828	5.874	6.314	6.060	6.386	5.931	6.111
7. 1	5.059	5.710	5.599	6.170	5.933	6.325	5.808	6.123
8. 1	5.174	5.705	5.556	6.114	5.857	6.240	5.774	6.125
9. 1	5.203	5.712	5.557	6.078	5.881	6.241	5.779	6.170

備考 本月調査ニ於テハ繰上償還セラレタル農工債券一種ヲ差替ヘタリ

投資株と投機株

投資と投機の區別

先づ説明の前提として投資とは何ぞや、投機とは何ぞやから一應申述べる事に致します。此の區別は觀念上では可なり判然としてゐるのでありますが之を説明する段になると大分やゝこしいのであります。無論双方とも収益を目的とすることは明瞭であります。例へば銀行預金をしてゐるよりはあの株を買ふ方が配當が多いから有利だ、一つあれを買つて置かうと、資金を出して其の株式を買取つて長く株主配當を得ることを目的とする、是は投資であります。これに反して今買つて置けばあの株は近い内に騰がるに違ひない、騰がつたら賣放つやうに少し買つて置かうと値上りを目當てに買込む、これは投機であります。投資の場合には物を賣ることはないが投機の場合には大いにある。先へ行けば屹度暴落するに違ひないと見込んで今高い内に賣つて置かうと云ふ場合で見込通り安くなつたところで買戻す、そ

して其の差金を利得するのであります。従つてこれは見込が外れれば儲からぬばかりか損をすることもある譯で即ち投機であり、投資は恒久性を帯び餘程確實的であり、投機は臨時的性質を帯びてゐる。併しながら最初は引取る氣はなしに買つても相場の都合でまあ賣らずに持つてゐようと云ふことになれば初めは投機でも結果は投資に變化して来る。又収益を目的に買った株でも相場の都合で賣つたからとて投機にはならぬ。換言すれば利益は大したことはないが確實だからとて永く収益を得べく資本を出すことは投資であり、下手をすれば損するかも知れぬがその時はその時だ、一つウンと儲けてやらうと差金を目富に資本を出すのは投機であると、かう云ふ風にでも説明するより外ないと思ひます。

投資株と投機株

以上の見地から株式を見ますと投資株と投機株との區別は稍々明瞭に推知することが出来やうと思ふ。即ち値段は殆んど動かさず、其代り株主配當率も一割とか一割二分とかを固守して變らぬ、時價から採算しても八分には廻る（株主配當率は總て拂込金額に對する割合で

此金額を時價で割つたものが利廻であります）から銀行へ預金して置くよりは、有利だから買はうと言はれるやうな株は投資株であります。

これに反して配當や利廻等を問題とせず、財界の諸事情を鋭敏に反映して、値段の騰落の激しい株を投機株と稱するのであります。投機株としては以上の條件を具備する外に會社の基礎が確實であるとなれば、猶一層理想的なものとして居ります。此の意味に於て東京株式取引所株、殊に親株よりも新株は投機株中の花形株と稱せられてゐるのであります。

投資株と投機株の併用

取引所の清算市場で賣買してゐる株式は、之を大別して見ますと、投資株と投機株との二つになるのであります。勿論何株でも多少は投機的色彩を帯びないものはないが、色彩の度合が投資株は極めて薄いし、投機株は相場の高下が激しく其度合が至つて濃いのであります。さればと云つて全然収益を度外して株價が現はれてゐる譯ではないのでありますから、投資家たるものは投資株一方では興味が無い上に資産の運用上から見ても危険に陥らない範

園で投資株と投機株との併用を試みられるやうお勧めしたいのであります。即ち投資と共に投機をやり、投機と共に投資をやる。初めての方ならば、先づ投資の意味を以て投資株を買ふ。勿論これは長く一家の資産として所持するのであります。斯くして置いて今度は少しづつ投機株に放資する。先づ買つて希望通り値が上がれば轉賣するし、見込が違つたら丸代金を出して一時引取る。根が投機株なのだからさう永く何時迄も下がり切りではゐない。その内には必ず上がるのであります。或は先行き低落しさうだと思ふ株を選んで賣つて見るものと。然し此場合は見込が違へば高い値段で買戻さねばならぬことになるから危険であります。見込通り下がれば豫定の収益を得る事が出来るのであります。

投機賣買より生ずる珍現象

一體取引所の市場と云ふ處は一寸常識では考へられない様なことが屢々あつて、局外から見れば異様に感ずる事が多いと思ふのであります。元來株にしても公債にしても普通の商品と同じく多くの人が買へば高くなり、賣れば安くなると云ふ事は當然の事でありすが、

市場では偶々之れと正反對の結果を見る事があります。例へば或る會社が何か悪い事があるといふ風評が傳はると、今に安くなるだらうと皆争つて其會社の株を賣る、政府の政策が變つて公債を募集するさうだと云ふ風説が起れば、今に公債が下落するだらうと猫も杓子も公債を賣る。それ故一時は下落しても、元々株が有り公債を持つて居つて賣つた譯でないからいよ／＼受渡の期日が近づけば厭でも買戻さなければならぬ。それが爲却て相場は暴騰して前よりも高値になる様な事が屢々あるのであります。それから不良の會社が其内容を暴露して、株を持つてゐるものは一時も早く手放さうと賣物が殺到し、實物市場は更に買手が無く値段が底抜けとなつた場合でも、清算市場には多少なりとも買物があつて値段も割合に下げぬと云ふ様な事がある。これは其會社の内容を見越して手に持たぬ株を賣つて居つたものが買戻す爲であります。併し斯う云ふ事が清算取引の長所でもあり又短所でもある譯であります。

新東株の投機的價值

新東株は東京は勿論、大阪、京都、神戸、名古屋、横濱の六大都市を始め取引所の所在地には何處でも賣買が行はれて居り、朝鮮、滿州迄にも及んで居ります。株主の數も現在では一萬八九千人の多數に達し、如何に投機株としての需要が旺盛であるかを物語つて居ります。それが爲にその時價も舊株に比して非常に割高となつてゐるのであります。俗に親不孝相場と申してゐる様に、昨今の相場を標準として見ても、舊株は五十圓拂込で百十二圓、新株は二十五圓拂込で百二圓でありますから、舊株には六十二圓のプレミアムが付いて居り、新株には七十七圓のプレミアムが付いてゐると云ふ珍現象を呈して居り、新株の方が十五圓親株よりもプレミアムが多いと云ふのは如何にも不思議な譯であります。是は前にも述べた如く全國津々浦々の取引所の第一位の投機株として昭和五年一個年を通じ五千九百二十三萬三千九百十六株と云ふ巨額の賣買高があると云ふ様に、株式の代表として又日本財界の景氣のパロメーターとしての價値を買はれてゐると見るべきであります。

會社の内容研究

いづれにしても株式賣買を試みようとする場合はよく財界の大勢なり、賣買しやうと目指す會社の内容なりを調査研究してかゝるべきであります。動々もすると世間には占者の豫言を信じて賣買して損をしたなどの話をする人があります。斯様なことで成功するものではありません。矢つ張其會社の考課狀なり其の他内容の實際に就て考究し今期は増配確實だとか、此分では減資整理の外はないとか數字的に見込をつけてから出動するやう心掛けることが肝要であります。尤も最初に申上げた通り個々の會社以外に外部的事情に依て思はぬ變化を來すことがありますから此の研究は相當困難であることは言ふまでもないことであります。

不良會社の株式と未拂込株式

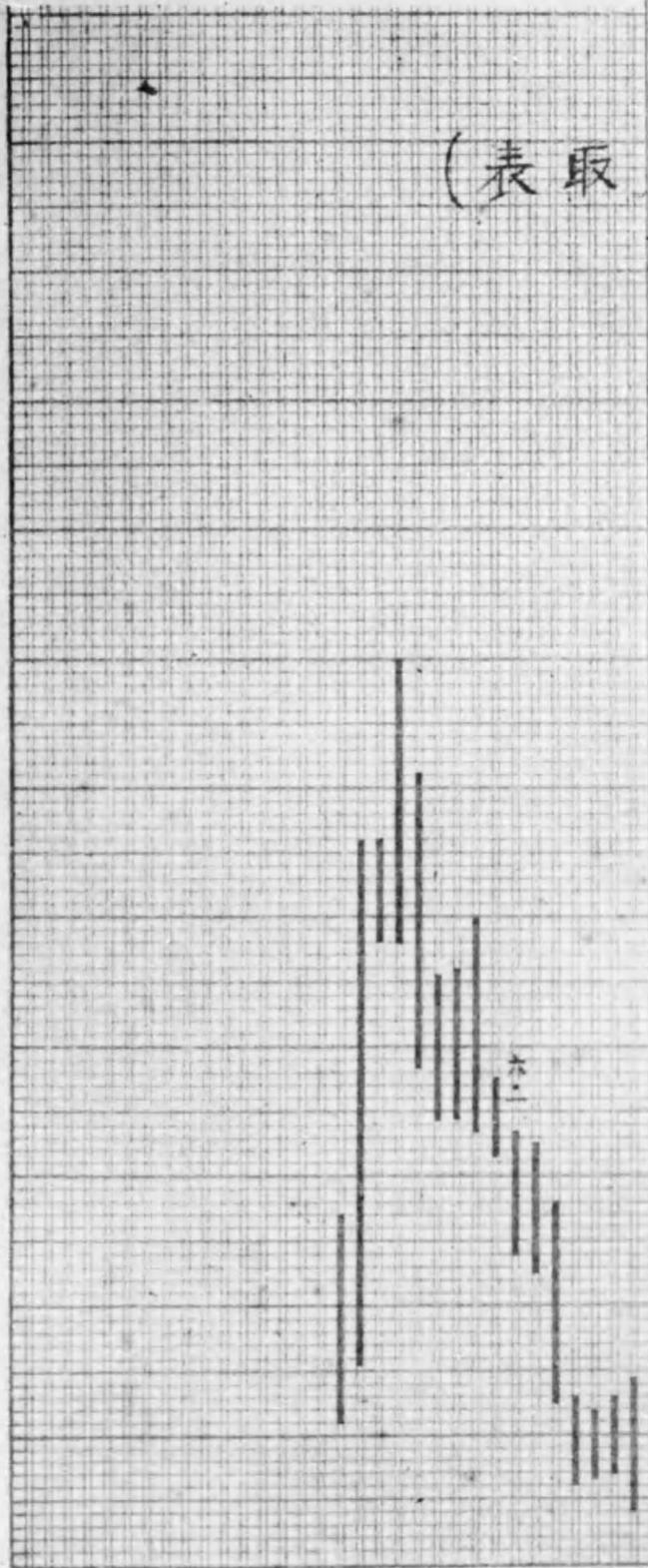
業績の良好な基礎の堅い會社であれば其の株式を所有する事に依つて増資の場合には必ず新株

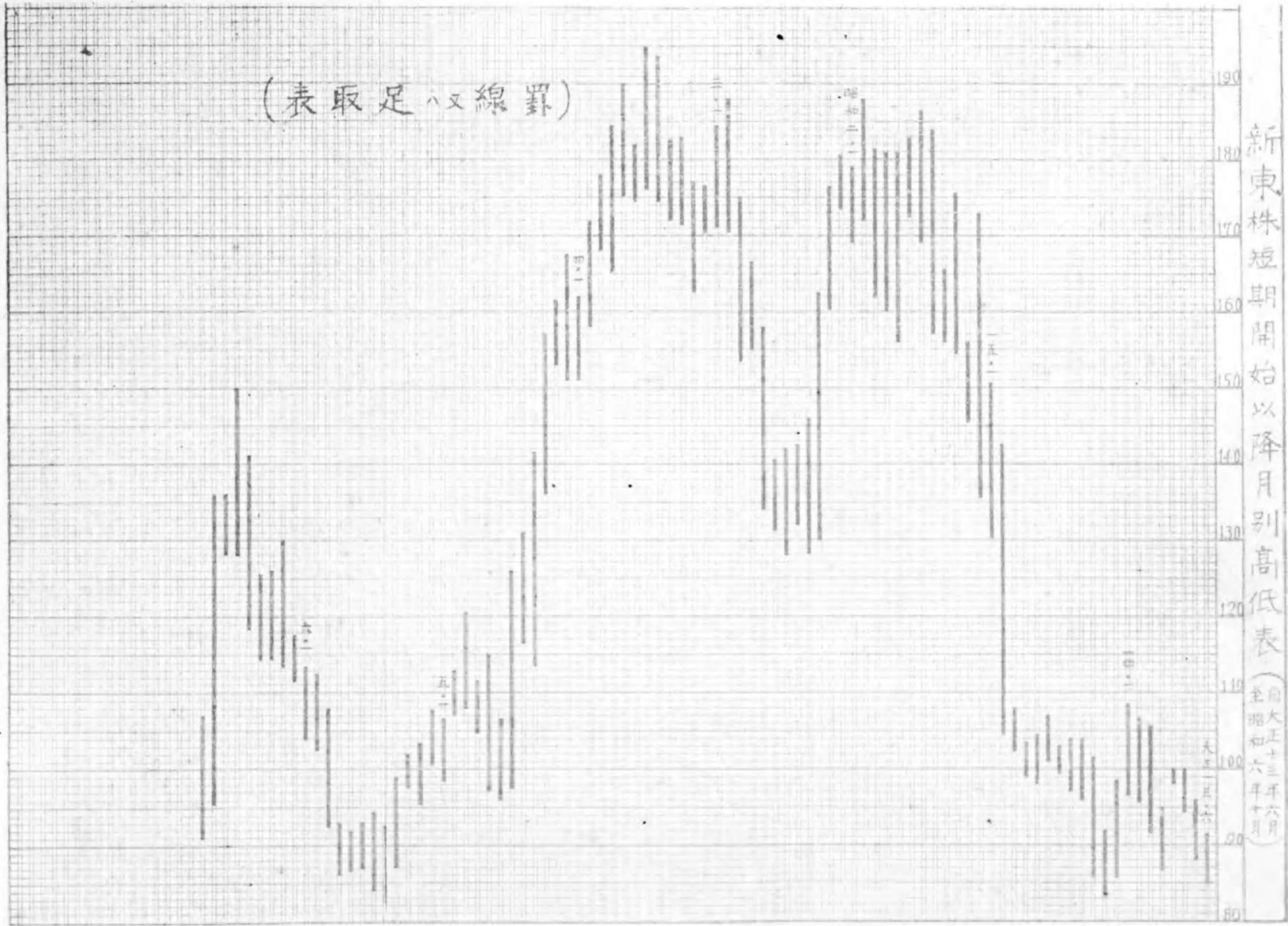
の割當が来てプレミアムが儲かる。東京株式取引所の増資問題が常に希望されてゐるのは全く此の爲めでありませう。又未拂込を徴收されればそれだけ配當金を餘計に貰へる事になつて一層利益であるが之に反して不良會社となると株主はえらい目に逢はされる。減資でもされれば二株が一株に減つたり、三株が一株になつたりで無配當どころの騒ぎでなくなつて来る。一昨年日華生命に契約の包括移轉をされた八千代生命の株主の如きは會社の解散で元も子もなくなくなつた上に一株三十七圓五十錢づゝの未拂込を徴收された。此の未拂込株金の徴收は是に應じなければ失權處分に附されて株券をそつくり奪取されるし、場合に依ては差押へでも何でもして額面に達するまでの金額は否應なしに持つて行かれる。實に堪つたものではないのであります。併し中には整理がついたとなれば復たポツ／＼値も出て来るし配當でも出来るやうになる會社もある。此處に落つくまでの間は投機株として妙味があるし落つて終へば投資株として價值もあるものもあります。斯様に不良會社の株式又は未拂込の株式と云ふものは下手をするといひどい目に逢ふことがありますから投資投機いづれにしても注意を要する事でありませう。

(表取)

新東株短期開始以降月別高低表

自大正十三年六月
至昭和六年十月





のであります。併し中には整理がついたとなれば復たボツ／＼値も出て来るし配當でも甘
 るやうになる會社もある。此處に落つくまでの間は投機株として妙味があるし落ついて終へ
 ば投資株として價值もあるものもあります。斯様に不良會社の株式又は未拂込の株式と云ふ
 ものは下手をするとひどい目に逢ふことがありますから投資投機いづれにしても注意を要す
 る事であります。

罫線又は足取表

經濟界の變動を観察する爲諸種の經濟統計を圖表にして、其趨勢を知り前途の動きを豫測する事が重要視されて來ましたが、相場騰落の動きを圖表にしたものを、俗に罫線又は足取表と呼んで居ります。相場の動きは勿論無軌道でありまして、過去の動きの跡を其通り動く譯ではありませんが、大勢が上向歩調であるか、又は下向歩調であるかを觀察する上に於て罫線の効果があります。

罫線の表はし方には星足（引値を連續的に記す方）陰陽足（一日の動き値幅を、相場昂騰したる時は赤、下落したる時は黒にて示す方）値幅足（俗に一圓足とか五圓足とか呼び、其値丈動いた時折返して記す方）等種々の記録方法がありまして、其形の上から相場の前途を観るものもありますが、餘りに罫線のみを頼つて、財界の動きを輕視するのは面白くありません。罫線は何處迄も相場の趨勢を窺ふと云ふ點で觀るのが本當であります。

投機と買占

取引所の買収取引には往々或る種の株式の買占と云ふ問題が起ることがあるのであります。それは投機的に買込んで値騰がりを待つて賣脱けやうと云ふ場合もありませうし、投資的に會社を乗取つて經營しやうと云ふ場合もあります。これまで有名な買占事件として世上に傳へられてる事件は古いところで米商會所株の買占、參宮鐵道株の買占、北海道炭礦鐵道株の買占、豊川鐵道株の買占、鐘紡株の買占、堂島米穀取引所株の買占、新東のヂキ買占、内國通運新株の買占、東京板紙株の買占、横濱倉庫株の買占、鐘紡新株の買占、天津取引所株の買占、久原鑛業株の買占等々と随分ありますが殆ど成功したものはない。此間にあつて僅に成功したと見られるのは參宮鐵道と堂島米穀取引所及東京板紙位のもので他は殆ど失敗の歴史であります。板紙事件は④の店と公とで注文を受けた關係があるから詳しく承知して居りますが、これは最初から經營權を掌握しやうと云ふのであつたから成功したのであつて東京板紙會社は大正九年四月富士製紙會社へ合併されて終つたのであります。又豊川鐵

道の買占の如きは九分九厘まで成功してゐたのでありましたが、買方の仲買人の場立が最後に賣方に買収されて逆手を振つて結局これも失敗に歸し、又堂島米取の買占では高倉藤平氏は成功して遂に堂島取引所の理事長になつたが横濱倉庫では彼の有名な藏内着炭翁が失敗して政界に於ける勢力までも失墜して終つたのであります。

株券取得者の注意すべき事項

株券の紛失と再発行

株式會社の創立手續が終れば會社は株式臺帳を作り、これに基いて株券を發行して各株主に交付するのでありますが、其の交付を受けた株主が時に之を焼失するなり紛失するなりすることがあります。此の場合の處置に關し會社は定款に特別の規定を置いて豫めこれに備へて居ります。例へば東株の定款を見ますると其の第十一條に

株券ノ分合又ハ汚損ノ爲新券ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株券ヲ添付シ之ヲ本所ニ差出スヘシ、本所ハ舊券引換ニ新券ヲ交付スヘシ

株券亡失ノ爲新券ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ本所ノ承認スル證人二名以上ノ連署ヲ以テ所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ本所ニ差出スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ本所ハ其ノ株式ノ名義書換ヲ停止シ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨

ヲ新聞紙ニ公告シ異議ノ申立ナクシテ三十日ヲ經過シタルトキハ舊券ヲ無効トシ更ニ新券ヲ交付スヘシ

新券交付ノ手数料ハ新券一枚ニ付三十錢トス

と規定して居ります。従つて會社が株主から株券喪失を理由として定款の規定に基き其の再發行を請求せられた場合は會社は是亦定款規定の手續を履むで再發行をしなければならぬ。而して一旦發行した以上は假令前の届出が思ひ違ひであつて實際には喪失してゐなかつたことが後日判明したとしても最早や此の舊株券は無効なものとして會社に返還せしめた上破棄すると云ふのが一般に商習慣ともなつて居るのであります。

欺罔の紛失届と新券の効力

果して然らば事實を欺罔して喪失せぬのに喪失届を出し株券の再發行を受けた場合は何うなるか、此の場合も定款規定の手續を履むで再發行を爲したる以上舊株券を無効とし新券を有効とすべきか否か、善意の第三者を害することなければ問題は無いが何づれ欺罔するから

には第三者に不當なる損害を與へる目的に出づることは明かでありませぬ。此の事に就きましては東株實物取引員組合委員長片岡辰次郎氏が昭和二年に麒麟麥酒會社の株券で同様な問題に當面し、有價證券の取引上に由々敷大事であると爲して會社を相手に舊株券有効確認の訴訟を提起しまして結局大審院まで行つて争つた結果勝訴したのであります。即ち詐欺に罹つた場合は舊株券が有効であると云ふ判決が下つたのでありまして善意の場合と悪意の場合とで全く正反對の結論を見ることを注意する必要があるのであります。

名義書替前の改印届

取引所に於ける株券の賣買には白紙委任狀が添付されて居りまして買受株を長く所持する積りか、然らざれば決算期間際にもならなければ轉々賣買の都合上急速に名義書替をせぬのを通例とするのであります。従つて其の間相當の時日を経過することは始終有りがちなことであります。此の場合名義書替手続をする以前に元の所有者(委任狀を作成した人)から改印届が出たら、舊印鑑を押捺してある委任狀附の株券は名義書替が出来るか否か、本

問題に就ては目下東株取引所に於ても各會社の株式係と共に研究中であります。轉々と賣買されるだけに幾人かの手を経て名義人とは全く未知の人であつたり或は遠隔の地に居つて地理的に新印鑑を貰ふことが甚だ困難の場合があり得る譯です。研究の結果如何になりますか不明であります。私は取引所で最初に賣買された日時を標準としまして其後に改印届の出来た場合は舊印鑑を有効と認めて差支へないのではあるまいかと考へて居ります。

併しこう云ふ問題は買つた方が長い間名義の書替を止め爲め起るのであるから、買受けたならば成るべく早く書替を爲す様に致したいと思ひます。東株取引所では此場合を豫想してか業務規程第七十六條に

受渡ヲ爲シタル證券ハ買方ニ於テ遲滞ナク名義書替ノ手續ヲ爲スモノトス

前項ノ手續ヲ完了スルニ至ル迄ハ賣方ニ於テ名義書替ニ付其ノ責ニ任スヘシ、但シ名義書替停止中ノ期間ヲ除キ受渡後一ヶ月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

と規定し又受託契約準則にも「委託者取引員ヨリ記名證券ヲ受取りタルトキハ遲滞ナク名義書替ヲ爲スヘシ、前項手續ノ懈怠ニ因リ取引員カ該證券ニ對スル配當金ヲ受ケタルトキハ諸

税金等ニ充當スル爲メ百分ノ二十五ヲ控除シタル殘額ヲ請求人ニ交付スルモノトス(第二十(八條))と規定して居るのであります。

未拂込株式の拂込責任

未拂込株式は全部拂込済になる迄は株主に拂込の義務がある事は勿論であります。譲渡して自分は株主でなくなつても二年間は拂込の義務が残つて居ります。商法第百五十四條に「第百五十三條ニ定メタル讓渡人ノ責任ハ讓渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年ヲ經過シタルトキハ消滅ス」

とありまして、譲受けた人が拂込をせぬ場合は代つて拂込まなければなりません。但し此場合には譲受けた人は株主権が喪失して、新たに拂込んだ者が、株主となることとなります。かように未拂込の株式は、賣渡して後も二年間は拂込の責任が残つて居るのであります。その外に買受人が名義の書替を爲さず株券は依然として賣渡人の名義の儘になつて居る爲め拂込の請求を直接に賣渡人が受けることが往々あるのであります。これは多くは買った人が

其後株價が低落して損をした上に拂込を徴されるのを恐れて其義務を免れんとすることから起るのであります。賣渡人から買受人に向つて其履行を迫つても買った人は更に他へ賣渡し甲から乙、乙から丙と轉々して行先が不明になり持つて行き場の無いと云ふ様なことが生ずるのであります。かうゆう場合には已むを得ず賣渡人から最初の買受人を相手取つて訴訟を提起した事も度々あるのであります。處が裁判の結果は、買受人は更に他へ賣却した事が明瞭であり殊に取引員の如き僅かの手数料を得て他へ賣却したものに就ては拂込の義務は無いと賣渡人が敗訴になつたことが最近屢々あるのであります。財界の不況が益々深刻になるに隨つて不良會社で拂込を徴せらるゝ虞れある株券を賣却せんとする際は此邊を考慮して餘程の注意を拂ふ必要があると思ふのであります。

右に關する裁判所の判決例等を御覽になる御希望の方は著者まで其旨御申越下さいませれば某博士の理由書と共に判決の寫しを御送り申します。

取引所の税金に関する法律

取引所税制の沿革

取引所税法は明治二十六年取引所法と同時に制定されましたが三十七年に非常特別税法が發布されて別に萬分の三及萬分の二を重課され、更に翌三十八年非常特別税法中の改正で今度は萬分の六及萬分の二の重課となり、次で三十九年國債だけが免税となり、四十三年非常特別税中取引所に關する部分の廢止と共に取引所税法中改正が行はれ「國債及」を削り「萬分の六箇」を「萬分の十二」に「萬分の三箇」を「萬分の五」に改められ大正三年現行取引所税法の實施に依て廢止されたのであります。現行法は其の後十一年の取引所法改正に當りまして同じく改正を見たのであります。舊法に於ては取引所に關する課税は取引所税の一種で取引所に之を課したのでありますが改正法は税の種類を先づ取引所營業税と取引所の二種とし前者は取引所に後者は取引員又は會員に課することとなつたのであります。

取引所營業税

取引所の營業税は「取引所ニハ賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リ決濟ヲ爲シ得ルモノニハ其ヲ課ス」(一)と規定され、即ち取引所の營業收益に對して取引所法人に課するのであります。併し「會員組織ノ取引所ニ取引所營業税ヲ課セス」(二)とありますから本税は株式會社組織の取引所に限られる譯であります。「取引所ハ毎月ノ賣買取引ノ金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ」(三)「取引所營業税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ」(四)とありまして、收入金額の報告をしなかつたり政府に於て取引所の申告を不相當と認めるときは政府は課税標準額を勝手に決定するのであります。(五)

取引税

又取引税は「取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リ決濟ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買取引各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引税ヲ課ス」(六)

第一種 地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ

萬分ノ〇、六

乙 其ノ他ノモノ

萬分ノ一、

第二種 有價證券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ

萬分ノ一、五

乙 其ノ他ノモノ

萬分ノ二、五

第三種

高品ノ賣買取引

萬分ノ二、五

賣買ヲ解約スルモ其ノ税金ハ之ヲ免除セス

と定めら、之れは差金の授受に依り決済を爲し得るものであるから清算市場の賣買取引に對する課税であるが「國債證券ノ賣買取引ニハ取引税ヲ課セス」(同條七條)とあるから地方債、社債及株式にだけ課することになります。又「取引員ハ毎月分ノ税金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ」(同條九條)「取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引税ノ納付ニ付保證ノ責ニ任

ス」(同條十條)「收税官吏ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就テ其ノ賣買手数料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査シ又ハ監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得」(同條十條)と規定されて違反者に對しては種々の罰則を課することになりて居ります。

附 加 税

又附加税は「北海道府縣、市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ取引所營業税ニ對シ本税百分ノ十以内ノ附加税ヲ課ス」とあつて之を課することが出来るが其の外には「取引所ノ業務ニ對シ租税其他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス」(同條十二條)と定めてあります。

取引税は以上の如く定められてあつて、取引所に於て賣買したものに對しては、客の委託によると、自己の賣買とに拘らず、全部を取引員が納付する事になつて居ります。それであるから、萬一客との決済がたぬ場合があつても、それを理由として、税金を免れる譯には行きません。

株式配當の源泉課税問題

公債、社債の利子に課せらるゝ税金は、所得税と資本利子税とでありまして、左の割合によつて利子を受取る時に税金を控除して支拂はれることになつて居ります。

國債の利子

所得税は免除
資本利子税千分の二

地方債の利子

所得税千分の四
資本利子税千分の二

社債の利子

所得税千分の五
資本利子税千分の二

株式の配當は配當金額の六割を受取つた株主個人の所得額とし、他に所得があればそれと合併して累進税率に依つて課税されることになつて居ります。即ち公債、地方債、社債は源泉課税であり株式は総合課税であるのであります。それで株式の配當も公債、社債と同様に源泉課税に改めて貰ひたいと云ふのが所謂源泉課税問題であります。

此問題は、大正十三年以來全國株式取引所聯合會が議題として年々政府當局に向つて之が改正方を要望してゐるのであります。が今に實現せざることを甚だ遺憾としてゐるのであります。大正九年所得税法の改正當時も反對したのであります。が當時は所謂財界好況時代でありまして些々たる税金の如きは深く問題とするに足らなかつたのであります。然るに其後逐年不況に傾くに隨つて漸く其の不當なることが目立つて來まして我國産業の發達上少からぬ支障を與へてゐると思ふのであります。試みに我國の所得税に於ける配當課税方法の變遷を見まするに、

- 第一期 (明治二十年から三十一年) 総合課税時代
 - 第二期 (同三十二年から大正九年) 源泉課税時代
 - 第三期 (大正十年以降) 総合課税時代
- となつて居ります。

本問題は言ふまでもなく法人より受ける利益配當金に對し如何に所得税を課するかの問題でありまして各國の制度を見ますると法人を獨立せる人格者と看做し、個人と對等なる所得

主體として課税するか、法人を單に個人が利を營む手段と見て課税するかでありまして、後の場合には其の課税方法に三種類あります。

- 一、法人に課税せず、配當を受ける個人にのみ課税する
- 二、法人のみに課税し、配當を受ける個人に課税せず
- 三、法人個人の双方に課税する

我が所得税法の課税方法は第一期時代が右の一、第二期時代が二、第三期時代が三に該當するのであります。尤も其後同族會社に對する特殊課税、銀行預金及貸付信託利益を第二期所得に移すことにした外更に法人所得税の改正を爲し配當所得と留保所得とを合して普通所得として百分の五の比例税を課し、同族會社を個人と同様に看做し累進税率を適用することになつて居ります。

以上の課税方法に對して私共は

- 一、産業の發達を阻害する事
- 二、株式の流通を阻害する事

- 三、重複課税の行はれる事
 - 四、負擔の均衡を失する事
 - 五、脱税の行はれ易き事
 - 六、徴税手續の繁雜、徴税費の増加を來し而も源泉課税より正確を缺く事
 - 七、社會政策の本末を顛倒する事
- 等々の理由を擧げて所得税法の改正を叫んで居ります。

株式賣買物語終



株 會 茲

商 資 壹 創 設
 本 株 立
 總 金 登
 號 額 額 記

株 式 會 社 東 京 株
 金 四 千 七 百 萬
 金 五 拾
 明 治 十 一 年 五 月 十 五 日
 明 治 十 一 年 十 月 十 六 日
 明 治 十 一 年 三 月 十 九 日
 明 治 十 一 年 八 月 三 十 一 日
 明 治 十 一 年 十 月 三 十 一 日
 明 治 十 一 年 七 月 三 十 一 日
 大 正 十 一 年 十 月 二 十 六 日
 大 正 十 一 年 三 月 二 十 五 日

千代田書店發行

終